

報告第8号

専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年11月29日提出

愛西市長 日 永 貴 章

* 市長の専決処分事項の指定について

- 1 その目的の価額が1件60万円以下の訴えの提起、和解及び調停に関すること。
- 2 1件60万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。

別紙

番号	事 故					損害賠償 の額
	専決処分 年月日	場 所	概 要	相手方の 住所氏名	所属 (氏名等)	
	発生年月日					
1	令和 4.11.14	愛西市大井 町六川北151 番地	自動火災報知機発報により出動した 消防士が現場確認のため天井裏へ進入 して梁に沿って移動したとき、天井の石 膏ボードを破損させ、相手方に物的損害 を与えたもの	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	警備第3課 (中村 吏)	1,625 円
令和 4.9.11						